○文部科学省告示第百五十四号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

文部科学大臣　下村　博文

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

三　大学等及び大学院に関する法第四条第一項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が設置する大学の学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）又は短期大学若しくは高等専門学校の学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程）の平均入学定員超過率（当該認可の申請に係る大学の開設等（大学等、大学の学部、私立大学の学部の学科、短期大学若しくは高等専門学校の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは大学若しくは短期大学における通信教育の開設又は大学院の研究科の専攻に係る課程若しくは私立の大学等の収容定員に係る学則の変更をいう。以下この号において同じ。）をする年度の前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあっては過去六年間、短期大学において修業年限が二年の学科にあっては過去二年間、修業年限が三年の学科にあっては過去三年間、高等専門学校にあっては過去五年間）の入学定員に対する入学者の割合（通信教育に係るものを除く。）の平均をいう。）が、一・一五倍（大学の開設等をする年度の前年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）であって、入学定員が百人以上三百人未満のものにあっては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあっては一・〇五倍）未満であること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十九年度の大学の開設等（改正後の第一条第三号に規定する大学の開設等をいう。以下この項において同じ。）に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「一・一五」とあり、及び「一・一〇」とあるのは「一・三〇」と、「一・〇五」とあるのは「一・二五」とし、平成三十年度の大学の開設等に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「一・一五」とあるのは「一・二五」と、「一・一〇」とあるのは「一・二〇」と、「一・〇五」とあるのは「一・一五」とする。

○厚生労働省告示第三百七十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十八条の七第三項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品（平成二十六年厚生労働省告示第三百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則中「マウス生細胞を含有するもの」を「次に掲げるもの」に改め、本則に次の各号を加える。

一　ヒト（自己）表皮由来細胞シート

二　ヒト（同種）骨髄由来間葉系幹細胞

別表第2に次のように加える。

1957　オゾンガス消毒器

1958　単回使用皮内注射用針

1959　能動型機器接続用ストップコックバルブ

○厚生労働省告示第三百八十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

1204　中心静脈留置型経皮的体温調節装置コントロールユニット

○厚生労働省告示第三百八十一号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第六十三条第二号及び薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十七号）第九条の規定による改正前の医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本文に次のように加える。

820　能動型機器接続用ストップコックバルブ

○厚生労働省告示第三百八十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の六第一項の規定に基づき、同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の六第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	届け出た者の氏名又は名称及び住所	取消年月日
GSK240296	Duchenne型筋ジストロフィー	グラクソ・スミスクライン株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番十五号	平成二十六年十二月四日

○厚生労働省告示第三百八十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年九月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
ドリサペルセンナトリウム	Duchenne型筋ジストロフィー	プロセンサ　ホールディング　エヌ.ブイ.　ジェイ.エイチ.オーツベック　二一、二三三三シーエイチ　ライデン、オランダ	平成二十六年十二月四日
カルフィルゾミブ	再発又は難治性の多発性骨髄腫	小野薬品工業株式会社　大阪市中央区道修町二丁目一番五号	平成二十七年八月二十日

1110　中心静脈留置型経皮的体温調節装置コントロールユニット